

第 6 9 号 議 案

新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に  
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 1 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年新宿区条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「令和2年新宿区告示第478号」を「令和5年新宿区告示第541号」に改める。

別表第2第4号の表1の項第5号中「計画図」を「計画図1」に改め、「兵庫横丁」の次に「、見返り横丁又はかくれんぼ横丁」を加え、同表5の項中「計画図」を「計画図2」に改め、同項計画地区の欄に次のただし書を加える。

ただし、計画図2に示す壁面の位置の制限9号について、計画図2に示す避難経路の位置以外の位置に区長が認める避難経路を確保する場合は、この限りでない。

別表第2第4号の表備考1中「計画図」とは、」を「計画図1」又は「計画図2」とは、それぞれ」に、「計画図を」を「計画図1又は計画図2を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

神楽坂三・四・五丁目地区地区計画の都市計画変更決定に伴い、当該地区計画の区域内における建築物の用途に関する制限について定める必要があるため